平成２７年（フ）第３２９号
愛知県一宮市栄２丁目４番14―505号　ノッティングヒル
債務者　植田有紀子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８０３号
福岡県春日市松ヶ丘２丁目124番地　ウィズハイム松ヶ丘Ⅱ101号
債務者　田中　　功
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４２号
さいたま市浦和区常盤３丁目28番14号
債務者　藤堂　恒和
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０５号
埼玉県春日部市大畑318番地２　リッシェル302号
債務者　鵜野澤英美子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２９号
埼玉県三郷市早稲田６丁目32番地７　グリーンアエラス102号
債務者　石橋　直樹
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目17番地１メゾンリリックⅡ201号
債務者　渡部　修也
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3250番地　町営持田団地Ａ棟205号室、前住所宮崎市大字小松1216番地　柴塗装寮
債務者　清水　洋兵
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８１号
三重県津市一身田町464番地１　ラメールⅠ201、前住所三重県津市一身田中野718番地５シェモア浜崎Ａ棟107
債務者　野上　憲治
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９８号
三重県津市豊が丘５丁目18番４号
債務者　向井　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６９号
三重県伊賀市平野樋之口270番地　ヴィレッタ平野208号室、前住所兵庫県加東市北野52番地　レオパレスＤＩＡＮＡ201号
債務者　畠山　健二
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１２３号
鳥取県鳥取市気高町下坂本1043番地５　町営住宅矢口団地第14―２号
債務者　幸山　将希
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４６号
宮崎市大塚町西ノ後3436番地１　ユーミーＬｉｆｅⅡ103号
債務者　中岡　広光
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２６号
長野県塩尻市大字広丘原新田219番地１ジュネスヤジマ101
債務者　赤羽　　広
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０１２号
愛知県春日井市八田町２丁目11番地11　エリア88　202号室
債務者　小倉美津子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１２号
名古屋市西区則武新町３丁目１番82号　フィレンツェ名駅702号
債務者　安藤　利弘
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２３号
愛知県春日井市如意申町７丁目12番地23　メゾンドブリックⅠ　103号
債務者　原　　文子（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部